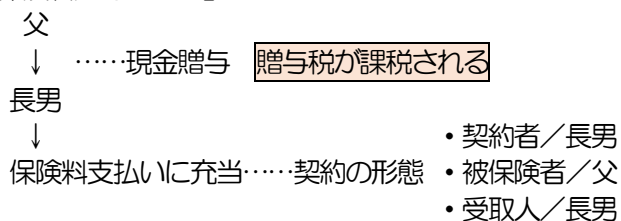


生命保険を活用した相続対策の留意点 ～暦年贈与と生命保険～ その6

シリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をしています。今回（第6回）は、暦年贈与によって金銭を贈与したらその贈与資金を原資として生命保険に加入し、相続税の納税資金を一時所得型で確保する方法について検証します。

受贈者による現金の無駄遣いを防止し、併せて、生命保険金で相続税の納税資金を準備する方法として、親が保険料相当額の現金の贈与を子に行い、子がその現金で親を被保険者とする生命保険契約を締結すれば、相続税の節税と納税資金対策を同時に解決できる「保険料贈与プラン」の実行ができます。

「保険料贈与プラン」とは？



死亡保険金：一時所得として所得税・住民税が課税

この方法によれば、保険料支払い能力等のない子でも生命保険料の負担が可能となります。この場合、親から保険料相当額の現金の贈与を受けた子が直ちに保険会社に保険料を支払うようにしておけば、手元に贈与資金が滞留することがなく、子の金銭感覚や生活感を狂わせることも防止できます。さらに、死亡保険金は子の一時所得として課税され、相続税は課税されません。

【設例】

<前提条件>

1. 被相続人 父（令和6年4月死亡）
2. 相続人 長男甲・長女乙
3. 相続財産 20,000万円（下記の死亡保険金を除く）
4. 死亡保険金
 - ① A生命保険（死亡保険金1,000万円：相続税課税対象）
 - ② B生命保険（死亡保険金1,000万円：支払保険料10万円、甲が受取人）
5. その他 甲は、毎年課税所得金額が4,000万円を超えている。

<検証>

1. B生命保険の死亡保険金が相続税課税である場合
 - ① 課税価格 20,000万円+2,000万円-1,000万円（生命保険金の非課税額）=21,000万円
 - ② 相続税額 3,640万円
2. B生命保険の死亡保険金が一時所得課税である場合
 - ① 課税価格 20,000万円+1,000万円-1,000万円（生命保険金の非課税額）=20,000万円
 - ② 相続税額 3,340万円
 - ③ 所得税額等（復興特別所得税は考慮対象外）（1,000万円-10万円-50万円）×1/2×55%=258.5万円
 - ④ 税額合計 ②+③=3,598.5万円

上記設例の場合、相続税の限界税率は30%であるのに対し、所得税等の最高税率は27.5%（55%×1/2）であることから所得税課税パターンが有利となります。

この場合において、甲の毎年の課税所得金額が4,000万円を超えているケースを想定し、かつ、支払保険料の額が10万円と最小金額と仮定し、所得税課税パターンが最も不利となる前提で税負担を求めてあります。

相続税の限界税率と所得税等の負担（最高）税率とを比較することにより生命保険契約の工夫次第で税負担を軽減させることができることが分かります。また、一時所得による課税の場合には、保険金受取人は個人の所得として申告することとなり、他の共同相続人に知られることもないことから、代償分割の際の原資としての活用にも役立てやすいと考えられます。

（文責： 山本和義）